



介護保険負担限度額認定証 更新のお知らせ

介護保険施設に入所（入院）または短期入所介護サービスを受けるにあたり、負担限度額認定申請を行うことで、居住費（滞在費）と食費の負担額を、所得の状況に応じて減額します。

現在交付されている負担限度額認定証の有効期限は7月31日までです。8月1日以降も引き続き減額を受ける場合は、申請が必要です。

●対象 次のすべての要件を満たす方

- (1) 本人と世帯全員が住民税非課税である
- (2) 配偶者が市民税非課税である（世帯を分離している場合も含む）
- (3) 負担段階に応じた資産の合計金額が下記の基準額である

●申込 申請書と添付書類を高齢福祉課へ提出または郵送してください。

【申請に必要なもの】

- ・介護保険負担限度額認定申請書
 - ・同意書（申請書裏面）
 - ・印鑑
 - ・預貯金（普通・定期）の通帳、有価証券等のコピー
 - ①銀行名・口座番号・名義人等が記載してあるページ
 - ②提出日からさかのぼって2カ月分の記載ページ
- ※必ず記帳してからコピーしてください。
※本人と配偶者名義の全ての通帳について、残高の多少に関わらず、コピーが必要です。

☎保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115

負担段階	対象者		預貯金等額	
	所得要件		単身の場合	夫婦の場合
第1段階	生活保護受給者		1,000万円以下	2,000万円以下
第2段階	世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税	高齢福祉年金受給者		
		本人年金収入額＋合計所得金額が80万円以下	650万円以下	1,650万円以下
第3段階①	世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税	本人年金収入額＋合計所得金額が80万円超120万円以下	550万円以下	1,550万円以下
第3段階②		本人年金収入額＋合計所得金額が120万円超	500万円以下	1,500万円以下



「第1回暮らしの助け合いはじめて講座 ～あなたの生きがいがづくり～」 参加者募集

住民相互の助け合いによる生活援助を提供する住民主体サービスの新しい担い手「^{りんりん}隣サポーター」の養成講座を開催します。興味がある方は、お気軽に高齢福祉課までお問い合わせください。

●隣サポーターとは？

誰もが安心して地域で暮らすことができるよう、地域で困りごとを抱える高齢者のためにできる力を生かして活動する住民ボランティアです。買い物やごみ出し、話し相手などの「生活支援」地域の「居場所づくり」通院や通いの場への「移動支援」などの活動を行っており、50代以上のサポーターが多く活躍しています。現在市では、5つの団体が活動しています。

	開催日時	内容	会場・定員
基礎編①	7月27日(水) 午後1時～3時50分	・地域包括ケアシステムについて ・ボランティアの基礎 ・予防救急	市役所3階301会議室 定員20人程度
基礎編②	7月29日(金) 午後1時～3時45分	・高齢者の心身の特徴 ・認知症の基礎知識と対応	市役所1階107多目的ホール 定員20人程度
応用編① (生活支援・居場所づくり活動向け)	8月22日(月) 午後1時～5時	・安全管理(感染・転倒予防) ・訪問時の接遇マナー ・信頼関係を築くコミュニケーション	市役所1階107多目的ホール 定員20人程度

●持ち物 筆記用具

●申込期限 7月19日(火)までに電話でお申し込みください。

☎・☎保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115

避難所での 新型コロナウイルス 感染症対策

災害時、避難所などの不特定多数の方が集団で生活する場所では、3密（密閉・密集・密接）で、新型コロナウイルスや他の感染症に感染するリスクが高まります。
市では、避難所を開設する場合、感染リスクをできる限り抑えるため、避難所の運営を次のとおり行います。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

必要な物の準備

避難をするときに、自宅で用意している災害用備蓄品に加え、マスクなどの感染症対策用品など、必要な物を持っていけるよう、事前に準備をお願いします。

必要な物

- マスク
- 消毒液
- 体温計
- 水、食料
- 常備薬



避難所での過ごし方

感染予防の徹底

感染リスクを避けるため、避難所内では十分な換気を行います。また、避難した方はマスクの着用を徹底してください。

マスクがない場合は、ハンカチなどマスクの代わりになるものを着用するなど、咳エチケットを意識し、手洗い、うがいを徹底してください。



衛生環境の確保

避難所の物品などは、避難所職員が消毒し、衛生的な環境の確保をします。

避難された方は、衛生的な環境の確保にご協力ください。



▲東日本大震災時の避難所の様子（総合体育館）

避難所の運営と対策

避難所以外への避難の検討

自宅での安全確保が可能な場合、避難所へ避難しないことで、感染リスクを下げるすることができます。本当に避難が必要な方を適切に受け入れられるよう、ご協力をお願いします。

また、避難所以外にも、安全な親戚宅や知人宅などに避難できるか検討し、あらかじめ連絡を取りあうなど、対応をお願いします。

発熱、咳などの症状がある方の専用スペースを確保

避難所を開設する場合、発熱、咳などの症状がある方は、避難所内をパーティションで区切るなど、可能な限り、発熱、咳などの症状がある方とない方を区分します。

発熱・体調不良の症状がある方は必ず、避難所職員へ報告してください。



問い合わせ
市民部 生活環境課 ☎81-2272

